

世界遺産講座

第15講

モニタリングとは

世界遺産講座第15講では、世界遺産登録後に重要となつてくるモニタリングについて紹介します。

最近テレビ番組でもよく取り上げられているモニタリングという言葉はご存じでしょうか。モニタリングとは、対象とする事象や物の状態を継続的、あるいは定期的に観察・記録することを言います。現在ではテレビ番組以外にも様々な場面で用いられているため、一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか。世界遺産にもこのモニタリングが用いられており、重要な役割を担っています。今回は世界遺産としてのモニタリングについて紹介します。

「世界遺産条約履行のための作業指針」では、推薦書に必要な要件としてモニタリングがあげられており、資産の保全状況を測定・評価する主要な指標や影響を及ぼす諸条件、資産の保全措置、調査頻度及び責任を有する管理機関について完全に記載されていなければならぬとされています。これらの記載に不備があると推薦書を受け付けてもらえず、世界遺産として登録されることはありません。

世界遺産条約では世界遺産が各国でいかに保全されているかをリアクティブ・モニタリングと定期報告を通じて調査することを定めています。リアクティブ・モニタリングとは、必要に応じて随時行われるもので、特に世界遺産としての価値が損なわれる脅威等に脅かされている遺産の保全状況を事務局等が行う報告です。また、一般的に危機遺産と呼ばれる「危機にさらされている世界遺産リスト」に記載されている遺産もリアクティブ・モニタリングの対象となっており、世界遺産から抹消される事態を防ぐため、遺産の保有国に対して技術協力を行うことも実施されています。世界遺産を守るという趣旨で定められたリアクティブ・モニタリングですが、遺産の保有国の協力が前提であり、その国が世界遺産の価値が損なわれると

いう脅威を認めなければ、実態を把握するための調査すら行うことができませぬ。この問題を解決するため、2007年に導入されたのが強化モニタリングで、事務局の判断のみで現地調査が可能となる仕組みです。必要に応じて機動的に実施することが可能で、年間複数回実施することもできるなど、柔軟な対応を実現できています。

一方、定期報告では、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して、各国の保有する世界遺産の保全状況や世界遺産条約により定められている事項を遵守するためにとつた立法措置や行政措置等に関する報告が求められています。その目的としては、条約の適用状況に関する評価、顕著な普遍的価値が維持されているかについての評価、資産の周辺状況及び保全状況の提供、そして国同士で協力や情報交換、経験の共有を行うための仕組みの提供があります。定期報告は条約が適切に履行されているかの信頼性を強固なものとするために重要であるとともに、遺産を将来にわたり適切かつ効果的に保全していくために重要なものといえます。つまり世界遺産に登録されればそれで目的が達成されるのではなく、世界遺産として相応しい価値を損なわないよう、その国は遺産を常に観察・記録する必要があるということです。各国からの定期報告を分析した結果、持続的な資金獲得の手法や地域住民の参画、そして地域内での協力も課題としてあげられて

■ 出前講座を開催します！

日時：2月4日(土)

13時30分～15時

場所：中央公民館ホール

参加費：無料

申し込み：不要(先着80名)

問い合わせ：総合政策課

☎54-2001

(明日香村総合政策課)